

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)とは

- 盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、都道府県知事等※の指定した**規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、都道府県知事等の許可**が必要。
- 許可制度のほか、関係市町村や地域住民等による地域の盛土等の認識・通報を通じた**不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応**により、盛土等に伴う災害防止を推進。
- **許可違反の盛土等に加え、過去の工事によるもので危険な盛土等**に対しては、土地所有者等に**是正命令**を実施。従わない場合等には**告発や厳しい罰則**の対象。

※ 都道府県知事等…都道府県知事、指定都市の長、中核市の長

規制区域

- **宅地造成等工事規制区域**
市街地や集落、その周辺等、人家等が存在するエリアを指定
- **特定盛土等規制区域**
市街地や集落等から離れているものの、**地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリア**を指定



規制対象

- **宅地、農地、森林等の土地が規制対象**(法令で規定する公共施設用地以外が該当)
- 一定規模の**盛土、切土**のほか、最終的に除却する**土石の堆積**も規制対象

【許可対象規模】

<盛土・切土> 規制対象となる行為 例えば…●宅地造成のための盛土 ●残土処分場における盛土 ●太陽光発電施設設置のための盛土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

<土石の堆積> 規制対象となる行為 例えば…●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

※ **赤字**規模から届出対象
※ 許可対象規模は条例で引下げ可能

盛土等の安全性の確保

- **盛土等の災害防止のために必要な許可基準(工事の技術的基準)**を設定
- 許可にあたって、**土地所有者の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)**を要件化

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

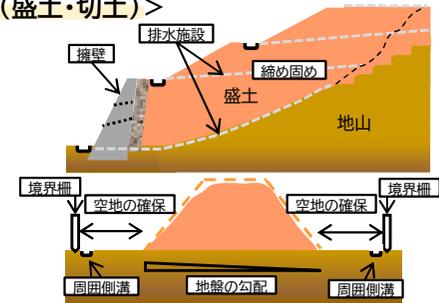
(主な技術的基準)

- ✓ 盛土の締め固め
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 擁壁等の設置 等

<土石の堆積>

(主な技術的基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 周囲側溝の設置
- ✓ 空地の確保 等



危険な盛土等への対応

- 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有する
- 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等に加え原因行為者に対しても是正措置等を命令**
- 命令に従わない等の場合、**告発や厳しい罰則**※の対象
- 緊急性や公益性を踏まえ、命令に従わない等やむを得ない場合には行政代執行が可能

※最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下